

てあしくちびょう
手足口病が流行しています（警報レベル）

平成29年7月12日
 健康福祉部健康対策課
 (075-414-4734)

本年27週（7月3日～7月9日）の感染症発生動向調査により、手足口病（5類感染症）について、京都府全域で国が定める警報レベルを超過しています。

今後、更に流行の拡大が予想されますので、府民の皆様に対して注意喚起をお願いいたします。

1 手足口病とは

主に夏に、乳幼児を中心に流行するウイルス感染症です。

【**症 状**】 口の中、手のひら、足の裏などに2～3mmの水疱性の発疹、軽い発熱、まれに重症化（髄膜炎、小脳失調症、脳炎などの中枢神経系の合併症のほか、心筋炎、神経原性肺水腫、急性弛緩性麻痺など）

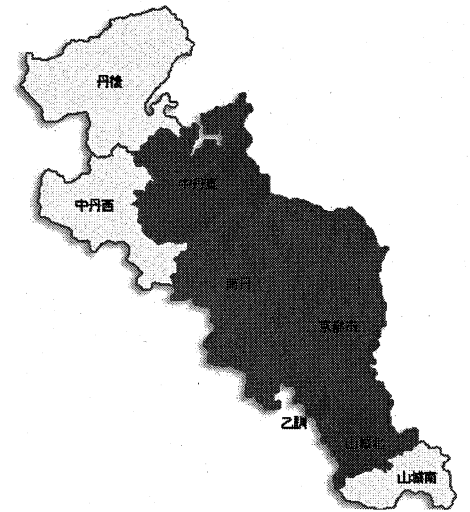
【**潜伏期間**】 3～5日

【**感染経路**】 咳、くしゃみのつば、便に含まれるウイルスが口や手を介して感染

2 発生状況

京都府全域で、定点当たり報告数が、第27週（7月3日～7月9日）に6.46になり、警報レベル（5）を超過。

- ・京都市内 6.45（第27週から警報レベル）
- ・乙訓管内 9.25（第22週から警報レベル）
- ・山城北管内 6.90（第26週から警報レベル）
- ・南丹管内 8.40（第27週から警報レベル）
- ・中丹東管内 10.60（第23週から警報レベル）



* 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数
 （京都府の小児科定点医療機関は76箇所）

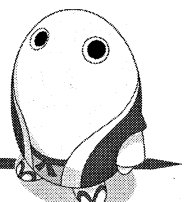
* 警報の基準：1定点当たり患者報告数が5以上になったとき。

* 終息の基準：1定点当たり患者報告数が2未満になったとき。

		21週	22週	23週	24週	25週	26週	27週
年度	区分	5/22～5/28	5/29～6/4	6/5～6/11	6/12～6/18	6/19～6/25	6/26～7/2	7/3～7/9
平成29年度	京都府(全域)	2.50	3.80	3.76	4.28	3.87	4.79	6.46
	全国	0.97	1.34	1.59	2.07	2.41	3.53	未確定
平成28年度	京都府(全域)	0.33	0.32	0.41	0.55	0.69	0.61	1.05
	全国	0.18	0.19	0.26	0.35	0.41	0.48	0.64
平成27年度	京都府(全域)	1.89	2.65	2.42	4.45	6.43	11.15	13.01
	全国	1.67	2.01	1.87	2.67	3.49	4.56	5.48

3 感染しないために

- 手洗いをしっかりしましょう。流水とせっけんで十分行ってください。タオルの共用は止めましょう。
- 排泄物を適切に処理しましょう。特におむつの交換時は注意してください。



4 治療について

手足口病に特效薬はなく、特別な治療方法もありません。基本的には軽い症状の病気ですから、経過観察を含め、症状に応じて治療します。

しかし、まれに髄膜炎や脳炎など中枢神経系の合併症などが起こる場合がありますから、経過観察をしっかりを行い、高熱が出る、発熱が2日以上続く、嘔吐する、頭を痛がる、視線が合わない、呼びかけに答えない、呼吸が速くて息苦しそう、水分が取れずにおしっこがでない、ぐったりとしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

5 電話相談窓口について

【京都府健康対策課】

平日、8時30分から17時15分
電話番号：075-414-4726
FAX 番号：075-431-3970

【京都府保健所】

平日、8時30分から17時15分
乙訓保健所・・・075-933-1153
山城北保健所・・・0774-21-2911
山城南保健所・・・0774-72-0981
南丹保健所・・・0771-62-2979

中丹西保健所・・・0773-22-6381
中丹東保健所・・・0773-75-0806
丹後保健所・・・0772-62-4312

6 参考

京都府感染症発生動向調査

手足口病(平成29年27週現在)

